

いわき市農業委員会第18回総会議事録

1 開催日時

令和元年10月21日(月) 14時10分から16時30分

2 開催場所

いわき市文化センター 1 階 大講義室

3 出席者(27人)

(1) 農業委員(17人)

1 草 野 庄 一	11 新 妻 信 夫	
	12 佐 川 良 平	22 木 田 テイ子
3 蛭 田 元 起	13 鈴 木 理	23 小 泉 昌 男
4 遠 藤 重 和	14 蛭 田 秀 史	24 佐 藤 吉 行
5 藁 谷 昭 夫	15 高 木 眞 一	
	17 菅 波 一 郎	
8 箱 崎 寿 正		
9 松 本 英 人		
10 油 座 勝 三	20 岡 田 光 男	

(2) 事務局(10人)

太 清 光	事務局長
鈴 木 一 徳	次長
早 水 孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草 野 浩 平	農地審査係長
野 木 隆 司	農政振興係長
勝 沼 靖	農政振興係 主査
金 成 聡 司	農地調査係 主査
府 川 将 人	農地審査係 主査
石 島 大 輔	農地審査係 事務主任
稲 葉 俊 祐	農地審査係 主事

4 欠席者(7人)

2 坂 本 和 徳	6 鈴 木 義 直	7 草 野 久仁昭
16 木 幡 仁 一	18 大 竹 公 治	19 油 座 盛 明
21 和 田 正 人		

5 会議の概要

草野会長	只今より、いわき市農業委員会第 18 回総会を開会いたします。 これから、10 分間の休憩をいただきます。 －10 分間休憩－
草野会長	再開致します。
事務局 (鈴木次長)	本日は、お忙しい中、講演会に引き続き、いわき市農業委員会第 18 回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。 はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○第 18 回総会議案書 ○許可申請に係る意見及び決定理由書 ○現地調査位置図 ○【資料 1】令和元年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦について ○【資料 2】いわき市農地利用最適化推進委員募集要領（案） ○【資料 3】農業者年金加入状況・受給状況内訳 ○【資料 4】令和元年いわき市農業委員会忘年会の開催について ○農業委員会だより第 183 号（令和元年 10 月 1 日発行） ○【紙袋入り】農業者年金加入推進啓発物品 以上、9 点です。 なお、いわき市農業委員会総会会議規則第 22 条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。 続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、本日予定の委員の欠席と次の委員の方も欠席であることから、唱和につきましては、省略させていただいてもよろしいでしょうか。 －異議無しとの声有り－
事務局 (鈴木次長)	それでは、農業委員会憲章唱和は省略させていただきます。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野庄一 会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第 18 回総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、講演会に引き続きご出席賜り、感謝申し上げます。

ご存じの通り、私たちの同士でありました赤津正身農地利用最適化推進委員が、ご逝去されました。

赤津委員は、第 15 期の農業委員を 3 年間、第 16 期の農地利用最適化推進委員として道半ばであったわけですが、誠に残念でなりません。

また、それに輪をかけるように台風 19 号の被害がいわき市を襲いまして、只今、だいぶ欠席されている方もおりますが、非常に大きな被害にあっているという状況であります。

平窪の鈴木義直農業委員におかれましては、平下平窪一帯がほぼ床上浸水となり、自分の背の高さ以上に水が上がったところもあります。

私も小川なのですが、小川支所も 1 階が水没してしまい、行政がストップしてしまいました。

農地利用最適化推進委員では、長瀬紘推進委員が平窪で被災し、乗用車 2 台が水没しました。

幸い自宅は平四小裏の高台にあり、難を逃れたとのことでした。

鈴木康彦推進委員におかれましては、自宅が好間町下好間にあり、好間川の氾濫により床上浸水となっております。

私も、50 年来現場を見てきていますが、これほどの水害は記憶にございません。

これからは、このような規模の災害が起きることも前提に生活をしていかなければならないし、農業者として、そういった災害も想定して農作物を作らなければならないということを教わったという感じです。

さて、本日の総会は、議事といたしまして、定例となります「農地法に係る許可申請等」について、協議事項といたしまして、「農地利用最適化推進委員の募集」及び、前回に引き続き「令和 2 年農作業労働賃金標準額」について、ご審議いただきますとともに、その他といたしまして、いくつかの事項の説明を受けることになりますことから、慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき会長が議長となりまして進めさせていただきます。

事務局
(鈴木次長)

会長、よろしくお願い致します。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、議席番号 2 番坂本和徳委員、議席番号 6 番鈴木義直委員、議席番号 7 番草野久仁昭委員、議席番号 16 番木幡仁一委員、議席番号 18 番大竹公治委員、議席番号 19 番油座盛明委員、議席番号 21 番和田正人委員でございます。

現在、委員 24 名中、17 名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議長が指名致します。

議席番号 15 番 高木 眞一 委員

17 番 菅波 一郎 委員

以上 2 名にお願い致します。

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

－総会議案書 2 ページにより会務報告－

議 長
(草野会長)

ありがとうございました。

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(早水係長)

第18回総会の案件について、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において取下げが2件、訂正が1件、議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」において訂正が1件ございました。

詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。
私からの説明は以上です。

議長
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。今回、議案第4号「いわき市農用地利用集積計画について」において、議席番号3番、蛭田元起委員が該当しております。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」において、議席番号3番、蛭田元起委員が該当しております。

議案第6号、「農地法第51条第1項に該当する事案について」において、議席番号14番、蛭田秀史委員が該当しております。

蛭田元起委員、蛭田秀史委員は該当する議案審議の際、一時退席をお願いいたします。

その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の3ページをお開き願います。

－議案第1号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(石島主任)

第18回総会議案説明書2ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。

説明の前に案件の2件取下げがございます。

番号1番につきましては申請地が耕作しづらいとの理由で売買契約の取りやめがあり、番号6番につきましては申請地が荒れていることから、申請地の受け手が申請地の引き受けを見送るとの理由で取下げがありました。

案件の取下げに伴い、議案説明書に訂正がございます。議案説明書4ページをお開き願います。面積の合計欄ですが、田15,841㎡を

事務局
(石島主任)

田13,282㎡、畑7,071㎡を畑6,996㎡、合計22,912㎡を20,278㎡へ変更願います。

それでは説明に移ります。

議案説明書3ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

番号2番、申請地は勿来町、地目は畑、面積は476㎡です。

権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。

外3件、番号5番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、番号7番、申請地は川前町、地目は畑、面積は53㎡です。

権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。

外1件、番号8番までは贈与による所有権の移転でございます。

続きまして、番号9番、申請地は四倉町、地目は畑、面積は970㎡です。

権利移動事由は区分地上権の設定でございます。

当該申請地には農地法第5条許可に基づく営農型太陽光発電設備が設置されており、本設備の設置者と下部農地の営農者が別であることから、区分地上権を設定するものです。当営農型太陽光発電設備は一時転用により設置されたものであり、この農地法第5条許可による一時転用の期間を更新することに伴い、区分地上権についても期間を更新するものです。

続きまして、番号10番、申請地は遠野町外2筆、地目は全て田、面積は976㎡です。

権利移動事由は使用貸借権の設定でございます。

借人は大熊町で農業を営んでおりましたが、東日本大震災により被災し、いわき市内に避難しておりました。この度営農再開の準備ができたことから、遠野町地内の農地を借り受け、キウイフルーツの栽培を開始するものです。

今月の3条申請面積は田13,282㎡、畑6,996㎡、合計20,278㎡となります。

番号2番から5番、及び番号7番から10番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

22 番 木田委員	議席番号 22 番、木田テイ子です。 番号 2 番から 5 番、及び 9 番、10 番につきまして、現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (石島主任)	番号 7 番、8 番につきまして、現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページをお開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 5 ページをお開き願います。 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。 議案説明書 5 ページをお開き願います。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号 1 番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は 393 m²、

事務局
(府川主査)

権利の移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は現在、実家で生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住宅では手狭となった事もあり、自己住宅も計画致しました。

生活支援及び農繁期の際の実家の農作業を手伝っていることなどから、実家から近隣地である申請地に住宅を建築する案件であることから事業実施は確実です。

番号2番、申請地は山田町、登記地目は田、転用面積は 343 m²、権利の移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は一般住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は今後年老いていく両親を看護しながら生活していく為、実家の近隣である当該地に住宅を建築する案件であることから事業実施は確実です。

番号3番、申請地は常磐、登記地目は田、転用面積は 1,234 m²、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電施設です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は太陽光発電事業を行っている法人であり、事業にあたっては事業用地の確保は必要不可欠です。

今回、労働力不足などから休耕田となった土地を譲り受け、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号4番、申請地は、四倉町、登記地目は畑、転用面積は 1095.60 m²、権利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は、労働力不足から休耕畑としており、他に畑を耕作する者も見つからず、農業後継者もおりません。そのため、畑が荒廃して周囲に迷惑をかける可能性があることから、それを防止するため、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号5番は、一時転用であります。営農型太陽光発電設備としての転用であり、設備の下部の農地において収穫された農作物の収量及び品質や生育状況について継続して把握していく必要がある案件であることから、詳細の説明をさせていただきます。

申請地は、四倉町、登記地目は畑、転用面積は 6.635 m²、権利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は営農型太陽光発電設備（一時転用）です。

なお、営農型発電事業につきましては、支柱部分のみが転用となり、空中に設置されるパネル部分は転用扱いとはならないことから、

事務局 (府川主査)	転用面積がこの数値となっています。 ただし、空中部分を農地所有者以外が使用する場合、別途、区分地上権の設定が必要であり、3条許可の申請が同時になされており、その面積は、畑全体、970 m²となっています。 また、営農型発電事業での許可の場合は一時転用での許可であり、3年ごとに許可を受ける必要があります。 当該案件は平成28年11月17日に許可されておりますが、期限が今年の11月16日までとなっており、今後も継続して設置するため、今回、再申請となったものです。 事業実施の確実性につきましては、譲受人は、営農型太陽光発電で得た電力を売却することにより、実質収入を高め、農業の体質強化（事業全体の収益体制強化）を図るため設置したもので、今後も継続して設置したいという案件であり、事業実施は確実です なお、番号6番につきましては資材置場及び駐車場としての一時転用案件、番号7番につきましては、工事用仮設用地としての一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。 以上、7件、面積は、田3,510.00 m²、畑1,102.235 m²、合計4,612.235 m²です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
23 番 小泉委員	議席番号23番、小泉昌男です。 番号1番から5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (府川主査)	番号6番及び番号7番の事案につきまして、一時転用案件の事業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。
議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第 3 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

議案書の 5 ページをお開き願います。

－議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査)

議案説明書 8 ページをお開き願います。

議案第 3 号、現況確認証明願いについてでございます。

次の 9 ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

それでは、説明させていただきます。

番号 1 番、申請地は常磐藤原町、公簿地目は田、現況地目は原野でございます。

面積は 2,075 m²でございます。

非農地化した経過につきましては、申請地は、申請人の実兄から平成 25 年に相続した土地ですが、実兄は、平成 10 年頃から体調を崩して以来耕作を行えずにありました。

相続後も申請人が高齢の上、居住地から遠く移動手段を持たなかったため耕作が困難でありました。

結果、平成 10 年以降、約 20 年にわたり耕作を放棄していたため雑木が繁茂し、原野化し現在に至っております。

外 2 件も同一の申請人から同様の事由で現況確認証明願いが提出されております。

以上 3 件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。

説明は以上です。

議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いします。
24 番 佐藤委員	議席番号24番、佐藤吉行です。 番号1番から3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特 段、問題はありません。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されとのことでしたが、 その他、委員の皆様からのご意見、ご質問等はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第3号、現況確認証明願いについては、 原案のとおり可決致します。 次に、議案第4号、いわき市農用地利用集積計画について、審議 致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、 議席番号3番、蛭田元起委員が該当しておりますので、一時退室に ついてよろしくお願いします。 －蛭田委員、一時退室－
議長 (草野会長)	それでは、議案第4号、いわき市農用地利用集積計画について、 事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の6ページを、お開き願います。 －議案第4号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書10ページをお開き願います。 農用地利用集積計画の内容について説明致します。 初めに1件訂正がございます。 議案説明書15ページをお開き下さい。

事務局
(金成主査)

番号19番の案件について、貸し手の氏名の訂正を願います。

それでは議案の説明をさせていただきます。

議案説明書の11ページお開き願います。

農用地利用集積計画第11号から12号の内容について説明いたします。

第11号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。

実施地区は、平。

買い手1名、売り手1名、対象筆数、田2筆、面積、4,265㎡となっております。

第12号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は平、勿来。

借り手1名、貸し手140名、対象筆数、田636筆、畑83筆、面積、田391,340.75㎡、畑45,548㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第11号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年10月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外1筆、現況地目は田、面積4,265㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第12号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年10月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は山田町、現況地目は田、面積452㎡、外139件、詳細につきましては、記載のとおりです。

事務局 (金成主査)	以上、第11号から第12号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第4号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 それでは、蛭田元起委員、入室願います。 －蛭田委員入室－
議 長 (草野会長)	次に、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号3番、蛭田元起委員が該当しておりますので、一時退室についてよろしく願います。 －蛭田委員、一時退室－
議 長 (草野会長)	それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の7ページをお開き願います。 －議案第5号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書31ページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意

事務局 (金成主査)	見を求められたためお諮りするものです。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在は山田町外68筆、現況地目は田、畑、面積、田36,467.88㎡、畑2,314㎡、外54件、詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画(案)は先ほど可決した、議案第4号、いわき市農用地利用集積計画について、に基づいて作成されたものです。 また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。 それでは、蛭田元起委員、入室願います。 －蛭田委員、入室－
議 長 (草野会長)	次に、議案第6号、農地法第51条第1項に該当する事案について、審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号14番、蛭田秀史委員が該当しておりますので、一時退室についてよろしくお願いします。

— 蛭田秀史委員 一時退室 —

議 長
(草野会長) それでは、議案第 6 号、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案について、事務局の説明を求めます。

事務局
(早水係長) 議案書の 8 ページをお開き願います。
【議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査) 本日お配りしている議案説明書別冊の資料をお開き願います。
併せて、別紙の写真付きの資料もご確認願います。
それでは、説明させていただきます。
議案説明書の 1 ページをお開き願います。
番号 1 番、土地の所在地は平の 2 筆、面積は合計 1,195 m²、登記地目は田でございます。
現状は、農地法上の許可を得ずに資材置き場として利用している状況であります。
その他 24 件、農地法上の許可を得ずに農地以外のものに利用している状況及び、農地の改良工事届が提出された案件で、農地として利用していない状況が確認されたものであります。
今回確認された事案については、令和元年度農地パトロール強化月間の現地調査において発見された事案でございます。
別紙でお配りしております追加資料については、本年度農地パトロール強化月間の中間報告となります。
なお、10 月に実施予定でありました勿来、田人地区及び、内郷、好間、三和地区の調査については、台風 19 号の被害の影響により、実施を当面延期とさせていただき、改めて日程調整を行った上で、当該地区の現地調査を実施させていただく考えでございます。
農地法第 51 条第 1 項に該当すると判断された案件については、関係機関と協議の上、関係法令に基づいて措置を行う予定でございます。
説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第 6 号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告を順にお願い致します。

8 番
箱崎委員 議席番号 8 番、箱崎寿正です。
番号 1 番から 3 番、5 番から 12 番の案件について現地調査を実施した結果、議案説明書の状況とおりでありました。

4 番 遠藤委員	議席番号 4 番、遠藤重和です。 番号 13 番から 23 番の案件について現地調査を実施した結果、議案説明書の状況とおりでありました。
10 番 油座委員	議席番号 10 番、油座勝三です。 番号 24 番、25 番の案件について現地調査を実施した結果、議案説明書の状況とおりでありました。
22 番 木田委員	議席番号 22 番、木田テイ子です。 番号 4 番の案件について現地調査を実施した結果、議案説明書の状況とおりでありました。
議 長 (草野会長)	只今の事務局からの説明及び委員からの報告について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 6 号については、今後、是正の処置等を行うこととなります。 これらの処置については、会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 6 号、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案については、会長一任とし、今後の総会において随時進捗状況を報告します。 それでは、蛭田秀史委員、入室願います。 －蛭田委員入室－
議 長 (草野会長)	次に、議案第 7 号、令和元年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の 9 ページをお開き願います。 【議案第 7 号を朗読し、審議事項を説明】 資料 1 を確認願います。 趣旨でございますが、この度、いわき市長より令和元年度いわき

事務局 (野木係長)	市農林業賞選考委員会の委員1名の推薦を求められたことから、被推薦者を決定するものでございます。 表彰要綱の抜粋でございますが、第1条の目的によりますと、本市の農林業の発展や農村社会の近代化に意欲的に取り組み、顕著な業績をあげているものを表彰することにより、市民への理解を深め、農林業経営者の意識高揚及び、本市農林業の振興と発展に資することを目的とするものであります。 第4条の表彰選考委員会でございますが、第2項より、選考委員会は別表に掲げる機関及び団体から市長が選任する委員を以て組織するとされており、本農業委員会が該当しているものであります。 なお、過去における本農業委員会の被推薦者は3のとおりであり、選考委員会の委員長に選任されております。 以上を踏まえ、今年度の被推薦者について委員の皆様にお諮りするものであります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第7号について説明がありましたが、どのように被推薦者を選出致しますか。 その方法についてお諮り致します。
13 番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 過去の被推薦者のとおり、農業委員長が被推薦者となっており、選考委員長を歴任していることから、草野会長を推薦致します。
議 長 (草野会長)	その他にご意見はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	では、お諮り致します。 議案第7号について、被推薦者を農業委員長と決定することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第7号、令和元年度いわき市農林業賞選考委員会の委員の推薦については、被推薦者を農業委員長と決定致します。 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局 (草野係長)	議案書の 10 ページをお開き願います。 －報告第 1 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の 38 ページをお開き願います。 農地法第 3 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は平外 24 筆、登記地目および面積は田 15,071 m²、畑 2,262 m²、権利を取得した日は平成 31 年 1 月 10 日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は令和元年 8 月 21 日でございます。 外 33 件ございました。 議案説明書 46 ページをお開き願います。 権利取得面積は田 123,707.01 m²、畑 41,784.27 m²、合計 165,491.28 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の 11 ページをお開き願います。 －報告第 2 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の 47 ページをお開き願います。 農地法第 4 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は 1,461 m²、転用目的は賃貸住宅及び公衆用道路、都市計画法上の区分は第一種中高層住居専用地域、工事着工年月日は令和元年 9 月 17 日、受理年月日は令和元年 9 月 5 日でございます。外 13 件ございました。 議案説明書 50 ページをお開き願います。 転用面積は田 8,147 m²、畑 3,716.67 m²、合計 11,863.67 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の12ページをお開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の51ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は平、登記地目は畑、面積は441㎡、転用目的は共同住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は令和元年10月1日、受理年月日は令和元年9月5日でございます。外13件ございました。 議案説明書54ページをお開き願います。 転用面積は田2,537㎡、畑3,945㎡、合計6,482㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第4号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の13ページをお開き願います。 －報告第4号を朗読し、専決事項を説明－ 議案説明書の55ページ、56ページをお開き願います。 引続き農業経営を行っている旨の証明書について、報告致します。 9月は1件の証明願があり、相続税の納税猶予の案件でありました。 合計面積は、田0㎡、畑7,031㎡、合計7,031㎡ になります。 審査の結果、引続き農業経営を行っている者と判断し、証明書を交付いたしました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 以上で、本日の議事は全て終了致しました。

議 長 (草野会長)	続きまして、協議事項に入りますが、これより 10 分間の休憩いたします。 協議の再開は、15 時 45 分からと致します。 —休憩 10 分—
議 長 (草野会長)	それでは、全員お揃いのようなので、再開いたします。 これより協議事項に入ります。 はじめに、農地利用最適化推進委員の募集について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	資料 2 をお開き願います。 いわき市農地利用最適化推進委員募集要項（案）でございます。 先月、勿来地区の赤津正身農地利用最適化推進委員がお亡くなりになり、当該地区 1 名の農地利用最適化推進委員について募集するものであります。 1 は募集人数、2 は主な業務内容、3 は任期、4 は身分、5 は報酬、6 は資格要件については、ご覧のとおりです。 2 の任期以外の内容については、現在の農地利用最適化推進委員を募集した内容と変更はございません。 7 の募集期間については、令和元年 11 月 1 日金曜日から、11 月 29 日金曜日まででございます。 裏面になりますが、8 の問い合わせ先、9 は申し込み方法、10 は提出書類、11 は公表、12 は選定方法については、ご覧のとおりです。 9 の申し込み方法の消印有効期限日以外は、現在の農地利用最適化推進委員を募集した内容と変更はございません。 13 の選任結果については、12 月頃の通知の予定でございます。 以上であります。11 月の募集期間経過後、12 月に速やかに評価委員会を開催し、12 月総会において評価委員会の意見報告をして、同日に選任承認をいただければ、早くて来年 1 月から新たな農地利用最適化推進委員に活動を開始していただく予定であります。 この募集要項に基づき、事務を進めてよいかお諮りするものであります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より農地利用最適化推進委員の募集要項についての説明がありました。 これについて、委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。

	－意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	では、お諮り致します。 農地利用最適化推進委員の募集については、事務局提案の要項で進めてよろしいでしょうか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、農地利用最適化推進委員の募集については、この要項のとおりと致します。 次に、令和２年農作業労働賃金標準額について事務局の説明を求めます。
事務局 (勝沼主査)	お手元に、これまでの協議で使用了資料をご準備願います。 今回は、トラクター取付けの草刈機の作業代金の新設についてご協議いただいたところです。 新設に向けた協議を進める中、やはり新設には時期尚早ではないかとの意見も改めて出されたところでもあります。 今回の協議では、引続き委員の皆様からご意見をいただき、新設するのか、しないのか、新設するのであれば、どのような条件で、どのように金額を設定するのかについて、決定いただければと存じます。 新設についての協議が終わりましたら、既存の作業項目について、現在の金額が適正であるとの意見が大きな割合を占めておりますが、金額をどうするか等について、本日ご協議をお願い致します。 本日、標準額表作成に係る協議を全て終了し、次回１１月の総会において、素案を作成し、１２月総会に上程することを予定しておりますので、円滑なご審議をお願い致します。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より説明をいただきました。 これより協議を進めて参ります。 前回に引続き、７月総会時に新設をすることに決定しておりましたトラクター取付けの草刈機による作業代金について、再度協議をすることにします。 前回、委員の意見として、時期尚早ではないかとの意見もありましたが、実際に作業をされている方で、問題提起があったことも踏まえ、その辺りの必要性から審議をしたいと思います。 新設した方が良いという意見と、時期尚早という意見が食い違う

議 長
(草野会長)

のは、モアを持っている方が、そう多くないという中で、作業内容がごく一部の方に限られるということだと考えます。

一方で、モアを所有している方が、最近では、耕作放棄地などの問題で、作業が増えてきたという事例を、小泉委員、箱崎委員、そして本日欠席しておりますが、坂本委員の3名の委員から説明いただいたところです。

私の個人の意見も述べさせていただきましたが、小川地区でも、モアを個人で所有して刈っている方もいて、中山間地からみの耕作放棄地が出たということで、何とか対応して欲しいとの要望が上がって、標準額などが無いので、情報を取りながら作業代金をお支払いしたと聞いております。

その辺りを踏まえ、もう一度協議しますが、今年度新設とするか、今後、事例や情報を積み重ねて、次年度継続審議とするか、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

5 番
藁谷委員

議席番号5番、藁谷昭夫です。

標準額を決めるのは良いですが、もう少し標準額の原価等を調べて次年度に審議をした上で、決めるのが良いと思います。

あまり軽々に決めると、現在の農業委員で担い手の方が多く、担い手の意見で決めたのかという、委託者側の意見も出てくるのが予想されるので、その辺りも良く検討した方が良いのではないかと考えます。

議 長
(草野会長)

只今、藁谷委員から、今年度で決めるのではなくて、事例をもう少し見ながら、次年度に審議するという提案でした。

実際に作業されている、小泉委員や箱崎委員のご意見はいかがでしょうか。

8 番
箱崎委員

議席番号8番、箱崎寿正です。

今のところは、実施している件数も少なく、状況に応じて金額を決めているというのが現状です。

標準額を決めていただけると、ありがたいという意見はありますが、今の藁谷委員の意見のとおり、担い手中心に決めたと言われると、厳しい部分もあります。

色々な情報を基に、しっかり決めるのであれば、今回ではなく、次年度に審議していくのが良いのではないかと思います。

議長
(草野会長)

小泉委員はいかがでしょうか。

23 番
小泉委員

議席番号 23 番、小泉昌男です。

私も、箱崎委員の意見に同意見です。

作業も、何件が受けているところですが、もう少し長く時間をかけて、標準額を検討するのが良いと思います。

実際に、地元でも、作業依頼があつて、どのくらいの金額でやれば良いのか困ったこともありましたが、次年度、時間をかけて丁寧に検討いただければと思います。

10 番
油座勝委員

議席番号 10 番、油座勝三です。

遠野地区では、トラクター取付けの草刈機を所有しているのは 2 名で、実際に農作業で請け負っているという話はありませんでした。

現在、建設事業者が、田植機とコンバインのリース事業に乗り出してきているということで、草刈機の標準額を設定すると、建設業者がリース事業に乗り出してくる恐れがありますので、もう少し慎重に検討した方が良いと思います。

地域堤防の草刈りを、トラクター取付けの機械でお願いしているところがありますが、燃料代として 3 万円を上限に実施しています。

これで、標準額を設定されると、建設業者が入ってくる恐れがあるということも、皆で認識した方が良いと思います。

議 長
(草野会長)

只今、色々な角度からご意見をいただきました。

これまでの協議を踏まえ、過去に協議した内容の重要性、経過を次の協議に活かしながら、継続審議とし、次年度に引継ぐこととしてよろしいでしょうか。

—異議無しとの声有り—

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、次年度に継続審議と致します。

それでは、次に、既存の標準額について協議致します。

この項目の中で、問題がある項目、内容について、ご意見を願います。

9 番
松本委員

議席番号 9 番、松本英人です。

中ほどに、コンバイン作業で 28,000 円 10 アールとあります。

その後ろに、わら結束の場合は 2,000 円増しとあります。

最近、コンバインにわら結束が付いたものはあまり出回っていないです。

わら利用の場合には、集草機でわらを集めてロールするという形に変わってきました。

9 番 松本委員	従いまして、摘要のわら結束の割増については、削除をお願いしたいです。
議 長 (草野会長)	只今、松本委員から、コンバイン作業の摘要欄のわら結束の場合 2,000 円増しという内容の削除の意見であります。 これについて、ご意見はありますか。
11 番 新妻委員	議席番号 11 番、新妻信夫です。 我々の地区では、まだわら結束している方がおります。 結束したわらを畑に引いたりするために利用されております。 削除ではなく、このままにしていだけますでしょうか。
議 長 (草野会長)	ありがとうございます。 わら結束の需要があるという意見ですので、摘要欄については、削除しないということによろしいでしょうか。
9 番 松本委員	はい、問題ありません。
議 長 (草野会長)	その他、メートルとか単位に関して、また、受託側と委託側との意見の違い等について、ご意見はありますか。
24 番 佐藤委員	議席番号 24 番、佐藤吉行です。 くず米の件ですが、30 kg で 100 円なのですか。 そのように表記されておりますが、これを誤解して、30 kg 3,000 円で買っている方もおります。
議 長 (草野会長)	これは、くず米そのものの値段ではなく、粳摺りの額が表記されていると思います。
24 番 佐藤委員	くず米そのものの値段ではないということで、理解しました。
議 長 (草野会長)	その他、委員の皆様から、ご意見はありませんか。
15 番 高木委員	議席番号 15 番、高木眞一です。 この標準額は、30 年の基礎データであるかと思います。 事務局をお願いしたいことがあります。

15 番 高木委員	業務多忙で色々あるかと思いますが、意向調査のアンケートですが、高い、安いの内容が全面に出ているアンケートなのですよ。 コンバインの作業料金などは、20 年来になります、当時は、ガソリンが 1 リットル 60 円、灯油が 30 円くらいだったのです。 その時の、反別の計算方法の資料が残っていると思います。 その時の按分を参考に、現在の燃料価格で計算をやり直して、それをベースにしたものを作ってもらって、それを参考に意見を求めているだけだと思います。 事務局で大変かと思いますが、昔の資料もあれば、按分計算もできるのではないかと。
議 長 (草野会長)	只今、意見をいただきました。 以前は、原価から数字をはじき出していたと思います。 この意見については、作業の手間もありますので、今後、参考意見として事務局で検討いただきたいと思います。
15 番 高木委員	私たちがアンケート取りにいくと、そういった意見が多いということで、意見を述べさせていただきました。 頼む方は安い方が良く、受ける方は高い方が良くということで、燃料代が高騰している中で、そういった考えでの見直しもできるのではないかとということです。
議 長 (草野会長)	ありがとうございます。 状況が変化する中ですので、もう一度たたき台を作成し、我々委員の意見も加味しながら作成するのが大切かと思っています。 今年度は間に合わないかと思いますが、次年度に向けて、そういった作業も進めていきたいと思っています。 コンバインの内訳の三項目に関して摘要欄を例にすると、倒伏の場合は話し合いによるとありますが、倒伏の場合は、刈取りの難度なので、トータルでは 28,000 円でやっていますので、三項目の全てに関与するという表現でよろしいですね。 表の右側の、雇用労働作業の水田作業の機械作業について、これにかっこが付いていて、機械持参となっています。 畔草刈が水田に関与したところで、1 時間あたり 3,000 円となっておりますが、機械持参は入れなくても良いのではないかとという意見があります。 意味が同じであれば、機械持参は取ってもよいと思いますが、どうでしょうか。 機械作業で、機械持参を取った場合に、問題ありますか。

12 番 佐川委員	議席番号、12 番佐川良平です。 この標準額を読む限りは、畔草刈は自走式で、雇用労働作業は、自走式ではなくて、背負い式等の草刈機を使用しての作業かなと解釈できます。 であれば、外す必要はないのではないのでしょうか。
3 番 蛭田元委員	議席番号 3 番、蛭田元起です。 機械作業というと、トラクターのオペレーターも機械作業ですよね。 あるいは、相手の田植機で田植え作業もすることも機械作業というのではないですか。
5 番 藁谷委員	議席番号 5 番、藁谷昭夫です。 この作業内容は、草刈りに限定しているから、記載内容は、そのまま良いのではないのでしょうか。
議 長 (草野会長)	摘要に草刈り等と書いてありますので、今回は、この表記のままでもよろしいですね。 それでは、令和 2 年の標準額は、この表のとおりということでもよろしいですか。 ー異議無しとの声有りー
議 長 (草野会長)	それでは、令和 2 年の標準額はこの表のとおりとします。 欄外にある、福島県最低賃金は令和元年 10 月 1 日現在のものですが、こちらは、変更がありますね。
事務局 (野木係長)	本年度、5 回に渡り慎重な協議をいただきまして、標準額の表の中身については、今まで通りの内容とさせていただき、素案を 11 月の総会において提案させていただきます。 なお、福島県最低賃金については、最新のものを掲載致します。
議 長 (草野会長)	それでは、そういうことで決定いたします。 以上で、協議はこれまでと致します。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	1 【資料 3】農業者年金加入状況・受給状況内訳について ➡説明した。

事務局
(野木係長)

- 2 【資料4】令和元年いわき市農業委員会忘年会の開催について
➡周知した。
- 3 農業委員会だより第183号（令和元年10月1日発行）について
➡内容を説明した。
- 4 農業者年金加入推進啓発物品について
➡配付した。

議長
(草野会長)

ありがとうございました。
只今の事務局の説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。
特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第18回総会を閉会致します。